



個人質疑傍聴においでください

定額給付金関連法案に関わる補正予算への個人質疑

1. 定第166号議案平成20年度鹿児島市一般会計補正予算（第5号）について

(1) 今回の補正予算提案に係る市長の見解

- ① 国の第二次補正予算関連法案未成立のままで「定額給付金」を提案
- ② 定額給付金関連法案をめぐる国会情勢の認識と他の中核市の先陣を切る
- ③ 提案を急いだことと、給付開始時期はいつか

(2) 給付対象者決定作業から通知方法、給付の手続き、給付金支給開始、そして給付金受領までの事務の流れ

- ① これまで、これからの事務作業の体制と事務作業の内容
- ② 1) 給付金12,000円の対象となる基準と人数
2) 給付金20,000円の対象となる基準と人数
3) 定額給付金総額92億円の根拠
- ③ 給付金対象者としてのカウントはどうなる
1) 65才以上の生年月日はいつが基準か
2) 18歳以下の基準日より後に死亡した者の扱い
3) 基準日より後の転出者の扱い
4) 住民基本台帳と現住所が異なる場合（DV被害者への扱いなど）
5) ホームレスの方への扱い
6) 外国人登録者の扱い
- ④ 商工関係団体等との協力によるプレミアム商品券についての考え方
- ⑤ 給付金対象者のリスト作成から給付金支給開始までの事務の流れ
- ⑥ 給付金受取の方式ごとの事務の流れとそれぞれの段階での手続き
- ⑦ 郵便局も「口座振込」の対象か。寝たきりの高齢者への直接現金支給方式
- ⑧ 国の「民生委員協力手当」制度の活用で万全の対策を
- ⑨ 事務の流れと必要な手続き市民への周知徹底と本市の振り込みサゲ防止策
- ⑩ 定額給付金取扱の専門会場の設置と専用電話。駐車場対策。その時期
- ⑪ 広報紙、マスコミを通じての周知策の内容

(3) 関連法案議決前の事務作業の事務費計上と国の事務費補助制度との矛盾点

- ① 関連法案議決前の地方自治体の事務作業補助についての国の対応
- ② 本市におけるこれまでの事務作業の体制と事務費の内容、必要とした事務費
- ③ 国に対しての請求額
- ④ 国の補助制度の対象となるべき者を通常の一般事務で処理
- ⑤ 今回の補正予算の中に入れるべきものがあるのではないか

(4) 「国会で関連法案否決」となった時は、執行された事務手続き経費は国において負担されるか、その認識

2. (款) 民生費 (項) 児童福祉費の「子育て応援特別手当」について

- (1) 制度の趣旨。支援対象となる子の基準。支給基準日。所得制限。支給額。支給方法。申請方法。
- (2) 支給対象の枠と支給増額
- (3) 申請受付開始日。申請期限。交付開始日。
- (4) これまでの作業体制と作業内容
- (5) 民生委員協力は必要ないとの判断か

3. (款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校建設費〔繰越明許費〕第2表の「校舎、屋体等整備事業関連

- (1) すでに21年度実施予定の工事で事業増・発注増とはならない

4. (款) 衛生費 (項) 環境衛生費の浄化槽整備事業費について

- (1) すでに執行済みのもので新たに発生する事業ではなく、不況対策とならない

5. (款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政調整基金費 (目) 財政事業基金費について

- (1) 国からの第2次補正として配分されたが当面該当する事業がなく基金積立の手法しかない
- (2) 過去になかった基金積み立ての手法
- (3) 雇用拡大、不況打開策、市民負担軽減など、新たな観点での基金活用策の検討が必要



平山たかし議員
2月23日(月)

概ね13時〜

表面は現年度の補正予算に係る議案への個人質疑の通告です。ぜひご覧ください。